

しっとく 知っ得♥消費生活ニュース

ご存じですか？

断っているのにしつこい勧誘
それ、**法律違反**です！

訪問販売や電話勧誘販売などで、「いらない」「興味がない」などとはっきり断っているのに、事業者がしつこく勧誘することは法律(※)で禁止されています。

※ 特定商取引に関する法律…再勧誘の禁止

【事例1】

屋根瓦の修理工事の勧誘で、断っているにもかかわらず「早く直さないと大変なことになる」「今日契約したら安くなる」などとしつこく勧誘される。

【事例2】

「お得な電話料金のプランがある」と電話があり、必要ないと断ったのにその後も同じ事業者から繰り返し電話がかかってくる。

【アドバイス】

- ・業者がやってきても、安易に家の中に入れないようにしましょう。
- ・迷惑電話対策機能や留守番電話機能がついた電話機を利用して、知らない人からの電話には直ぐに出ないようにしましょう。
- ・不要であれば、あいまいな言葉ではなくきっぱり断りましょう。
- ・断り切れずに契約しても、クーリング・オフ(※)できる場合があります。

※ クーリング・オフ…契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、一定の期間であれば無条件で契約解除できる制度



鳥取県消費生活センター
多重債務・法律相談会
(4月・5月/中部会場)

弁護士による無料相談です。
秘密は厳守しますので、安心して
ご相談ください。(事前予約制)

開催日時：4月18日(金)

午後1時半～3時

場所：倉吉交流プラザ 第1・2研修室

開催日時：5月16日(金)

午後1時半～3時

場所：倉吉交流プラザ 第1研修室
ボランティア交流室



～ 旅行予約サイトトラブル ～



旅行業者の店頭に行かなくても、パソコンやスマホから手軽に手配ができる旅行予約サイトは、国内旅行や海外旅行などで多く人が利用しています。一方、旅行予約サイトに関するトラブルも起きているので注意が必要です。

【 利用時の注意点 】

- ・ 解約や内容変更等に関する条件は、原則契約内容に従うことになります。
- ・ 申込み完了前に旅行日程等の予約内容が正確に入力されているかどうか、名前のつづりやメールアドレスも含め、十分に確認しましょう。
- ・ 申込み完了後に入力ミス等に気がついても、無条件で解約や変更はできません。
- ・ 申し込み時の予約内容が確認できる画面や、契約後に送付される予約確認メール等は、旅行が終わるまでスクリーンショットや印刷等で保存しましょう。



《令和6年 特殊詐欺・SNS 型投資詐欺・SNS 型ロマンス詐欺 被害状況》

令和6年の特殊詐欺とSNS型投資詐欺・ロマンス詐欺の被害額が2,000億円にのぼり、深刻な状況となりました。

LINEに誘導された、指示したとおりに投資すれば簡単に儲かると勧誘された、結婚をほのめかしてお金を要求された、などの場合は詐欺を疑いましょう。

特殊詐欺 (暫定値)

認知件数 20,987 件 (+1,949 件)

被害額 721 億 5000 万円

(+269 億円)

(前年比)

- ・ オレオレ詐欺や還付金詐欺、架空請求詐欺など対面することなく、不特定の相手を騙して、お金を奪い取る詐欺



SNS 型投資詐欺・SNS 型ロマンス詐欺 (暫定値)

認知件数 10,164 件 (+6,318 件)

被害額 1,268 億

(+812 億 8,000 万円)

(前年比)

- ・ SNSを用いて投資を勧め、投資名目で金銭等をだまし取る詐欺
- ・ SNSを用いてやりとりをして恋愛感情や親近感を抱かせ金銭等を騙し取る詐欺

【消費生活に関する相談】

中部消費生活センター ☎ **0858-22-3000**

相談時間：火曜日～土曜日／AM9時～PM5時30分

月曜日・祝日の翌日／AM8時30分～PM5時 (電話相談のみ)

消費者ホットライン ☎ **188 (いやや!)**

